

令和 2 年 第 1 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 12 日 開会

令和 2 年 3 月 19 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和2年第1回鳴沢村議会定例会会議録

令和2年3月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

議案第1 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める
件

- 議案第 2 号 鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 ふるさと市町村圏基金の権利の放棄について
- 議案第 8 号 平成 31 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 9 号 平成 31 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 10 号 平成 31 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 平成 31 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 令和 2 年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 2 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の任命に同意を求める件

8、本日の議事日程

- 日程第 1 号 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 諸般の報告
村長所信表明
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号地方公務員法及び地方自治法の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を定める件
- 日程第 5 議案第 2 号鳴沢村監査委員条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第 6 議案第 3 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正す
る条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例
を定める件
- 日程第 8 議案第 5 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改
正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 6 号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を定める件
- 日程第 10 議案第 7 号ふるさと市町村圏基金の権利の放棄に
ついて
- 日程第 11 議案第 8 号平成 31 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 12 議案第 9 号平成 31 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 10 号平成 31 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 11 号平成 31 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 12 号令和 2 年度鳴沢村一般会計予算

- 日程第 1 6 議案第 1 3 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号令和 2 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折、全員の出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年初めに、震源地、中国から始まった新型コロナウイルスの問題は、世界的に感染者が広がり、101ヶ国に広がっています。経済活動にも多大な影響を与えておりますが、昨日には選抜高校野球を中止との発表もありました。鳴沢小学校卒業式でも、参加者を絞り、開催されるようです。人生の節目である思い出深い行事まで影響を与え、誠に残念でなりません。早期に終息がなされ、オリンピック・パラリンピックが無事に開催されることを願います。

3月も中旬に入りまして、来週には春の彼岸を迎えます。昔から、暑さ寒さも彼岸までと言われまして、確実に春の足音が近づいてまいります。しかし、陽気の変わり目などは不規則であります。議員の皆様には、体調を崩さぬよう、健康にご留意なされながら、議員活動をお願いいたします。

さて、本定例会の審議は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件など条例改正6件、平成31年度鳴沢村一般会計補正予算、特別会計補正予算、令和2年度鳴沢村一般会計予算、特別会計予算等であります。慎重審議いただきますよう、併せてよろしくお願い申し上げます。小さくても輝ける鳴沢村に向けて、皆様の積極的なご意見をご提言いただきたいと思います。簡単ではございますが、ご挨拶にさせていただきます。

開会 午前10時32分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和2年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦直樹君、小林清一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、令和元年11月29日及び令和2年2月20日に山梨県自治会館において、町村議会議長会議が開催されました。

審議結果については、お手元に配布してありますとおりですので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、令和元年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査につきまして報告をさせていただきます。

令和元年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月6日の午前11時及び10日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より3月19日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月10日正午までとすること。

以上であります。

次に、3月10日の委員会で申し合わせました事項については、次の1項目です。

1、10日正午に通告が締め切られました5名5件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を

議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月10日午後5時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、次年度の委員会活動の内容についての1件です。

総務教育厚生常任委員会では、平成28年度より村内の各種団体等との座談会を開催し、意見交換を実施しており、この活動は全国町村議会議長会でも高く評価していただいております。

次年度も住民との意見交換等、住民の声を聞くことをテーマに活動をしていくこととし、次年度の活動内容についての協議を行いました。

協議の結果、次年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、座談会が延期となりましたスポーツ少年団役員、このほか、育成会、ブルーベリー応援隊、4Hクラブの4団体を意見交換の対象団体候補とし、意見交換会を開催することと決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての

報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 2番 渡辺正人。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和元年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対して申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月10日午後4時より、委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため総務課長、振興課長、農政担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、猿捕獲用大型囲いわなの運用について、公共施設の視察計画について、道の駅の視察について、その他の4件です。

会議では、まず振興課より、大田和地区の字清水に設置されております猿捕獲用の大型囲いわなについて、運用状況等を聴取いたしました。

また、県の事業として実施予定となっている大田和地区の字入りの棚の砂防工事について事前説明をいただきました。

続いて、総務課長より、公共施設のカルテについてご説明いただき、意見交換を行い、今後の視察計画等について協議いたしました。

続いて、道の駅なるさわ改善に向けての今後の方策等について協議いたしました。

これらの協議の結果、公共施設カルテの完成後に施設の視察計画を立案していくこと、道の駅なるさわについて企画課や観光協会等関係部署と勉強会、意見交換を行っていくことなどを決

定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 4番 土屋文明。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月24日午後1時10分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第39号（案）についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第39号について、レイアウト、記事内容等を協議し、先月2月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、総務教育厚生常任委員会による猟友会との座談会や、建設産業経済常任委員会での道の駅なるさわ改善策の協議、そして、北海道胆振東部地震の被災地である厚真町・むかわ町などへの視察研修レポート、また、議会から村長への要望書の回答についても特集として掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、

これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議長より許可をいただきましたので、新年度を迎えるに当たり、私の村政に対する所信の一端を申し上げ、今後の村政運営に向けて、村民の皆様のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。また、謹んで村長就任の挨拶を申し上げますさせていただきます。

村民の皆様のご理解とご支援を賜りまして、このたび、村長選挙におきまして当選させていただきました。私の3期12年の実績に対しまして一定の評価をいただきましたことと、深く感謝を申し上げる次第であります。改めましてその職責の重さを痛感し、全身全霊をもって、鳴沢村の発展のために村政に当たらせていただく所存であります。

さて、現在、第2期の鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定しました。20年後の2040年の総人口が2,500人と予測されておりますが、「心地よく健やかに暮らせるためにみんなでつくる鳴沢村」を基本理念に、環境、景観、防災といった生活に欠かせない取組を重視し、豊かな生活の基盤整備を行うことで、転入者や関係人口の増加、ひいては雇用の創出につながる好循環な社会を目指していきたいと思っております。

厳しい財政状況の中、村民の皆様と対話を通し、様々な情報を共有し、ご意見・ご要望をいただきながら、透明度の高く、公平で公正な行政を推進してまいります。何とぞ温かいご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、5月の高温や夏季の低温などにより、日照不足と降雨のため、地元特産の野菜は生育不良となり、作柄や出荷量も減少しました。9月10月には台風も多く発生し、日本各地で災害に見舞われました。本村でも台風19号による

影響で大雨特別警報が発せられ、土砂災害警戒区域にお住まいの方が34名避難されました。幸い、住宅等への被害はありませんでしたが、防災訓練の大切さや常日頃からの備えを再認識したところです。

また、10月には第10回目の節目となりました富士・鳴沢紅葉ロードレース大会が開催され、2,357名のランナーが健脚を争い、高原のレースを満喫し、高評価をいただいております。大会運営にご協力くださいました関係者や多くのボランティアの皆様、ランナーへの熱い声援をおかけいただきました村民の皆様には、深く感謝を申し上げます。今年度は第11回の大会としまして10月25日に開催することを予定しております。引き続き、皆様の温かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度の事業といたしまして、一般会計予算の歳入歳出予算総額20億2,873万1,000円。前年度比0.4%増加。

この中で、子ども・子育て支援の充実といたしまして、保育所の給食費の無料化及び小中学校の給食費の無料化を新規に実施します。

また、昨年から取り組んでいる三世代同居等支援事業（三世代の同居あるいは近居を始める世帯に対して住宅取得または改修をする場合、50万円から100万円の補助金を交付する）や、子ども医療費助成金支給事業（高校生相当までの医療費の支援）をはじめ、出産祝い金の支給（第3子以降に30万円を支給）、不妊治療費助成を継続支援してまいります。

このほか、保育所と小学校には村単事業として、保育士と学校支援員の加配を実施しております。

また、小学校のICTを活用した学習環境を向上するため、新

たな電子黒板の導入とタブレットPCを整備いたすことによりしております。

減災・防災の強化といたしまして、自治消防力の強化として、消防団員の準中型自動車運転免許取得費用の補助制度を創設するとともに、消防自動車（小型動力ポンプつき積載車）を更新し、消防団の活動支援を行います。また、防災士資格取得促進助成金の増額と、ハイブリッド式の非常用発電機3台を購入し、防災力を強化いたします。

また、鳴沢村総合センターの北側斜面が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、山梨県が事業主体となって擁壁等の整備をすることになり、一部負担金を予算計上いたしました。令和2年度には測量設計が開始される予定となっております。

このほか、鳴沢地区の足和田山の北斜面にある堰堤を山梨県事業として再整備する協議を進めております。

農業と観光の振興といたしまして、道の駅なるさわのリニューアルに向け、道の駅なるさわ基本構想の策定と道の駅なるさわ防災駐車場（第2期）整備工事を予定しております。

このほか、山梨大学との包括的連携による道の駅なるさわ、なるさわ富士山博物館を含む「なるさわクリエーションパーク」を魅力的な施設に発展させるための提案や鳴沢産の特産品（鳴沢菜・トウモロコシ）のブランド化に向けた取組を実施、支援してまいります。

有害鳥獣の防除・駆除におきましても、引き続き猟友会の皆様をはじめ関係機関のご協力をいただき、適正管理と農業振興を推進してまいります。

また、一本木バス停付近に、山梨県の補助金を活用し、東海自然歩道への総合案内看板を備えたポケット公園の整備を行い、道の駅だけではなく、集落への周遊機会を促進していきたいと

思っております。

公共インフラの維持・整備に対しましては、住民の生活基盤であります村道の舗装打ち換え工事と水道配水管布設替え工事を行い、災害に強い公共インフラの維持・整備を行います。また、冬季や除雪後の安全を確保するため、融雪剤散布車を更新・整備いたします。

このほか、国土強靱化地域計画を策定し、公共施設の整備はもとより、公共インフラの長寿命化を推進し、行政コストの縮減につながる対策を講じてまいります。

地域活性化の推進といたしまして、地域の活性化を目指した若者の移住のための施策といたしまして、地域おこし協力隊の受入れ（2名）を引き続き予算計上いたしました。

地域おこし協力隊には、地元農産物のPRや販路拡大に関する活動など、農業振興のための地元農産物を活用した6次産業化の実現を目指して鳴沢村で積極的な活動ができるよう支援してまいります。

また、東京23区及び東京圏在住で23区内に勤務していた方が鳴沢村へ移住した場合、移住支援金を補助する制度と、住民が自ら地域づくりに取り組む各種活性化事業に必要な経費を補助する制度も継続し、地域の活性化を図ってまいります。

情報発信と交流の拡大につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が間近に迫り、楽しみにしております。本村では富士河口湖町と共同で、フランスのトライアスロン競技の事前合宿地として本村及び富士北麓地域の自然・文化などを発信しております。また、本村にふるさと応援寄附金をしていただく応援者が増えるよう、本村のPRや特産品の掘り起こしなどに努め、交流の拡大を推進してまいります。

新型コロナウイルスの影響や消費税の増税、株価の下落と円高

など、国内外ともに様々な影響や要因がある中、厳しい財政状況ではあります。行政サービスの維持・向上と未来への礎としての各種計画の策定、防災・減災対策、新庁舎建設など、行政の果たす役割は多岐に及んでおります。今後も、事業の効果や必要性など十分精査し、最少の経費で最大の効果が発揮できることを基本とし、国・県の各種制度の補助金や交付金等の活用に努め、小さくても輝く鳴沢村を目指し、情熱を持ち、村政の運営をしていく所存であります。

今後も一層身を引き締め、全力を傾注してまいりますので、村民の皆様により一層のご支援と特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、私の所信表明とさせていただきます。

なお、今定例会では、先ほど、議長が申しあげましたように、小中学校休校の中、新型コロナウイルスの影響により、議会としても初めてと思いますが、傍聴中止というような事態の中で開かれることに対しまして、皆様に厚く御礼を申しあげ、また、慎重審議の中で可決くださいますようお願い申しあげまして、所信表明と開会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（小林昭一君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会

期は、本日から3月19日までの8日間と決定しました。

◎日程第4 議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第4、議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部改正があり、地方公共団体の一般職の非常勤職員を会計年度任用職員に統一し、その任用・給付等について規定を整備するもので、令和2年4月1日からの施行を予定しております。このため、昨年12月議会で議決いただきましたが、会計年度任用職員に関する条例を追加上程した次第であります。

初めに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

全体として、合計で6本の条例の一部改正を行うものです。

まず、1ページの第1条をご覧ください。

職員定数条例の一部改正は、臨時的に任用される臨時の職員は定数条例に含めないとする臨時の職員として明確化したものです。

3ページの第2条の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用

職員のサービスの宣誓について、一般職員と同様に地方公務員法に定められた職員と位置づけられたことにより、サービスの宣誓を追加するものです。

4 ページから 8 ページの第 3 条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務をしない 1 時間につき減額して支給するものです。第 19 条第 2 項では、会計年度任用職員が勤務しない 1 時間につき給与の額を減額して支給すると定め、(1) では、パートタイムの会計年度任用職員の 1 時間当たりの報酬額を、(2) では、フルタイムの会計年度任用職員の 1 時間当たりの給与の額を追加するものです。

9 ページの第 4 条の鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、附則に、会計年度任用職員へ移行する場合、その経過措置として附則を追加するものです。内容は、条例の施行日であります令和 2 年 4 月 1 日の前日において嘱託職員及び臨時職員として任用されている職員が、引き続き地方公務員法の規定により会計年度任用職員として同一職種に任用される場合、現給保障として同一の給料を支給するものです。

10 ページから 15 ページの第 5 条の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に定められている特別職の非常勤職員を条例で定める必要があり、13 ページの別表に内科医、歯科医、学校医等と、14 ページのまち・ひと・しごと創生有識者会議委員等の報酬を明確にし、追加するものです。

16 ページの第 6 条の鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正により、会計年度任用職員も地方公務員として位置づけられました。

第1条の趣旨に、旅費の支給を受ける一般職員のほかに、再任用職員の短い時間勤務の職員及びフルタイムの会計年度任用職員を追加したものです。具体的には、パートタイムの任用職員は旅費ではなく費用弁償として支給しますので、その相違を明確化したものです。

また、第2条の定義については、一般職員の行政職給料表のほかに、昨年の12月議会で議決していただいた鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で規定した給料表を追加するものです。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 2番 渡辺正人です。

今回の条例改正については特に問題はないと思うんですけども、今回、会計年度任用職員は全員がパートタイム職ということで勤務時間を短縮するということになると思いますが、現在の業務量、内容、この辺を勘案しての結論だということであれば、この時間短縮に対してどのような課題があって、今後、どのような対応をしていくことになるのかということをおちょっと教えていただきたいと思います。

議長（小林昭一君） 総務課長。

総務課長（渡邊安司君） ただいま質問にありました、パートタイム職員として会計年度任用職員を任用するわけでありましてけれども、15分の時間短縮ということで、フルタイムではなくてパートタイムを予定しております。

業務につきましては当然、保育所を例に取りますと、その行事の準備ですとか片づけ等業務の支障がないように15分遅く来る場合、昼間の場合については勤務が引き続き行われているような形にもなりますので、夕方に早く、15分早く帰っていただくという、日常の場合はそういうことを考えておりますけれども、先ほど言いました行事等がある場合には、その業務に支障がないように所属長及び関係課長と協議して、その1日の勤務の予定を事前に決定して、支障がないような形で進めたいと思っております。

以上です。

議長（小林昭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第2号鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第5、議案第2号鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長（渡邊安司君） 議案第2号鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、影響のある本条例について所要の改正を行うものであります。

議案の1ページをご覧ください。

条例の第5条「請求又は要求に基づく監査」の条文の中で地方自治法を引用しておりますが、地方自治法自体に新規の第243条の2が追加され、条文にずれが生じたため、監査委員条例を一部改正し、条文中の「第243条の2」から「第243条の2の2」に変更したもので、内容についての変更はございません。

なお、附則として、施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第3号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第6、議案第3号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第3号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

中間処分業者の焼却施設維持管理費をはじめとする施設運営費のコスト上昇による処分費単価が値上がりするため、所要の改正をするものであります。

改正点は、議案の2ページをご覧ください。

第2条中、種類及び金額等の別表に、村内のコンビニエンスストア等の事業系一般廃棄物の手数料として「1トンにつき3万

4, 100円」を「1トンにつき3万5,750円」に改正するものです。

金額の算定根拠は、今回値上げする富士宮市内の中間処分業者の委託料に消費税10%を乗じた金額です。

なお、附則としまして、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第4号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条

例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第4号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第4号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをご覧ください。

第2条中の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものであります。

続きまして、第6条第2項中の「記録」を「記載」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第13条第1項第3号中の「後見開始の審判を受けたとき。」を「意思能力を有しない者となったとき。」に改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第5号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第8、議案第5号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第5号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に公布され、令和2年4月1日から施行されることを踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

第2条、課税額、第2項中「61万円」を「63万円」に、同条第4項中「16万円」を「17万円」にそれぞれ改めます。

また、議案の2ページ、第22条、国民健康保険税の減額、第1項中の金額についてもそれぞれ同様に改めるものであります。

これは、保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から国保税の賦課限度額を引き上げるものであります。

引き続き、2ページをご覧ください。

第22条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改めます。

これは、低所得者に対する保険税の5割軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえた引き上げを行うものであります。

同様に、議案の4ページ、第3号中の「51万円」を「52万円」に改めます。

これは、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるものです。

以上について、附則として、施行日を令和2年4月1日とし、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものです。

以上で議案第5号の主な改正点についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第6号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (小林昭一君) 日程第9、議案第6号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

教育課長 (渡邊 積君) 議案第6号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、学校教育法の改正に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部改正に伴い、鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

1 ページをご覧ください。

現在、国の基準に従い、第10条第3項において、放課後児童支援員は特定の資格を取得した上で指定された研修を修了したものでなければならないとされております。附則で、平成32年3月31日までの期限つきで「修了することを予定している者を含む」とされております。

これを、改正後（案）にあるよう、「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、期限をつけずに延長するものであります。

なお、附則として、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第7号ふるさと市町村圏基金の権利の放棄について

議長(小林昭一君) 日程第10、議案第7号ふるさと市町村圏基金の権利の放棄についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡邊安司君) 議案第7号富士五湖ふるさと市町村圏基金に対する出資金の権利の放棄につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

富士五湖広域行政事務組合で設置する富士五湖ふるさと市町村圏基金の出資金を崩し、富士五湖広域行政事務組合の新庁舎建設事業の経費約31億6,000万円余の一部に充当するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により同基金に対する出資金3,944万円の権利を放棄するため、提案するものであります。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終了します。

議長(小林昭一君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 渡邊明雄議員。

8番(渡邊明雄君) 8番 渡邊明雄。

富士五湖広域行政事務組合の新庁舎に31億円かかるわけですが、その鳴沢村の負担等の明細、ある程度分かったら、概略で結構ですから、教えてください。

議長(小林昭一君) 総務課長。

総務課長(渡邊安司君) 今回の出資金は10億円ありました。県

のほうから1億円いただきましたので、県に1億円お返しして、9億円の中で各構成市町村が出資をしました額に応じたものを今回、放棄をするために提案したものです。

なお、新庁舎建設につきましては、この出資金を活用するほかに、総事業費が先ほど言いました31億6,000万円ほどを予定しておるようであります。

このほか、鳴沢村では富士五湖広域行政事務組合管内の防衛省のほうからの補助金も予定されておりました、これが全体で約8億5,000万円ほど補助金をいただく予定となっております。鳴沢村では今後、この防衛省の補助金、鳴沢村分として約2,250万円ほどいただくことになっておりますけれども、全体の事業費の中で、鳴沢村の負担は1億6,800万円ほどを予定しております。このうち、本日の出資金約3,940万円と防衛省の補助金2,250万円、そのほか起債を予定しております、最終の負担としましては7,300万円ほどの起債を予定しております。

以上となります。

議長（小林昭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第8 号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)

◎日程第12 議案第9 号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第13 議案第10号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第14 議案第11号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長 (小林昭一君) 日程第11、議案第8号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から、日程第14、議案第11号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 議案第8号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から、議案第11号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)までの4議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成31年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものや余剰金の処分として新たに1億7,687万6,000円

を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を30億9,183万9,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、ふるさと応援寄附基金1,200万円、社会福祉行政諸費458万3,000円、後期高齢者医療療養給付費250万円、余剰が見込まれる2億7,300万6,000円を公共施設建設基金に積み立てるほかに、年度末となり決算見込額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について不用額の減額を行うものであります。

歳入の内訳としましては、村税3,900万円、普通交付税5,542万7,000円、繰越金1億60万円などを見込むものであります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、土木防災対策事業100万円、村道改良事業4,160万円、道路敷分筆・所有権移転登記事業600万円、小学校教育振興費880万円、水道整備事業908万8,000円の5事業、計6,648万8,000円を令和2年度へ繰越しできるものとして設定するものであります。

鋭意、事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第8号から議案第11号までの提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第11号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第15 議案第12号令和2年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第 16 議案第 13 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険
特別会計予算

◎日程第 17 議案第 14 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計予算

◎日程第 18 議案第 15 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別
会計予算

◎日程第 19 議案第 16 号令和 2 年度鳴沢村介護予防支援
事業特別会計予算

◎日程第 20 議案第 17 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計予算

議長（小林昭一君） 日程第 15、議案第 12 号令和 2 年度鳴沢村
一般会計予算から、日程第 20、議案第 17 号令和 2 年度鳴沢
村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題とい
たします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 12 号令和 2 年度鳴沢村一般会計予算
から、議案第 17 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計
予算までの 6 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 12 号令和 2 年度鳴沢村一般会計予算につきましては、
歳入歳出予算総額 20 億 2,873 万 1,000 円で、前年度
比 0.4%、902 万円の増となりました。

景気が穏やかに回復していると言われてきましたが、昨年の消
費税増税後の国内総生産の落ち込みや新型コロナウイルス感染
拡大の影響が懸念されています。また、地方自治体を取り巻く
環境も、少子高齢化の進展をはじめとする多様な課題が山積み
されているところであります。

当村においては、村税収入について微増傾向がうかがえますが、

村の基幹税である固定資産税の土地評価額の下落傾向は続いており、今後も大幅な増収は見込めない状況であります。

また、地方交付税については、令和2年度の国の地方財政計画においても前年度と同水準を確保するとされていますが、今後は徐々に減少することが推測されています。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修費の増加等により、今後、財政が硬直化することが懸念されております。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであります。今年度についても、可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。また、ふるさと応援寄附基金を活用し、各種事業への充当を行いました。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、主な歳出といたしまして、村道の舗装打ち換え工事を行う村道改良事業7,947万6,000円、道の駅なるさわ駐車場の舗装打ち換え工事などを行う道の駅なるさわ運営事業3,742万6,000円、給食費無料化等を行う保育所運営事業3,231万5,000円、ふるさと応援寄附金を活用した電子黒板システムの更新などを行う小学校教育振興事業2,450万8,000円、融雪剤散布車の更新などを行う村道除雪事業2,356万円、三世代同居の支援を行うため住宅の取得等に費用の一部補助などを行う地域福祉事業1,765万6,000円、子ども・子育て支援対策として継続して行っている子ども医療費助成事業1,622万8,000円などを計上しております。

歳入につきましては、村税7億9,638万6,000円、特別交付税を含む地方交付税4億5,615万5,000円、国

庫支出金 1 億 6 7 6 万 1, 0 0 0 円、県支出金 1 億 9 3 7 万円などを見込んでおります。なお、不足する財源につきましては、財政調整基金など 2 億 4 8 9 万 1, 0 0 0 円を繰り入れます。

続いて、議案第 1 3 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第 1 7 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 5 件につきましては、特別会計の歳入歳出合計といたしまして 8 億 1, 2 9 0 万 8, 0 0 0 円で、前年度比 5 %、3, 8 7 9 万 8, 0 0 0 円の増となっております。

以上が令和 2 年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減・合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 1 2 号から議案第 1 7 号までの 6 件についての提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 1 2 号から議案第 1 7 号までの 6 件については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は 3 月 1 3 日から 1 8 日までの 6 日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は 3 月 1 3 日から 1 8 日までの 6 日間を休会することに決定しました。

なお、本会議は 3 月 1 9 日午後 2 時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 43 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 3 月 12 日

議会議長

署名議員

署名議員

令和2年3月19日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第8号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算
(第4号)
日程第4 議案第9号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第10号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)

- 日程第 6 議案第 1 1 号平成 3 1 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 1 2 号令和 2 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 8 議案第 1 3 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会
計予算
- 日程第 9 議案第 1 4 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会
計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 5 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計予
算
- 日程第 1 1 議案第 1 6 号令和 2 年度鳴沢村介護予防支援事業特
別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 1 7 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計予算
- 日程第 1 3 同意第 1 号固定資産評価審査委員会委員の任命に
同意を求める件
- 日程第 1 4 一般質問
- 日程第 1 5 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 2 時 0 0 分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和元年第 4 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2 番 渡辺正人君。

2 番（渡辺正人君） 2 番 渡辺正人です。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合第 4 回定例議会について報告をさせていただきます。

1 2 月 2 4 日、1 0 時より招集され、会議が行われました。

議員 1 7 名と、会議事件説明のために梶原組合長と事務局 2 名の出席がありました。

本会議での会議事件 8 件で、日程第 1 と日程第 4 として、富士河口湖町の 4 名の議員異動により議席の指定及び常任委員会の補欠委員の選任が行われました。

日程第2として、会議録署名議員の指名、第3としまして、会期、24日、当日1日限りと決定されました。

次に、日程第5として、議案第7号組合長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の改正について、人事院の給与に関する勧告、県職員等の給与決定等を踏まえ、一部を改正する案が提出され、令和元年12月1日より期末手当の額として、これまで給料の月額に100分の115を乗じて得た額に100分の222.5を乗じて得た額としていた部分を、100分222.5から227.5を乗じて得た額へ改正する内容として事務局原案のとおり可決しました。

次に、日程第6、議案第8号鳴沢村の条例を準用する条例の一部を改正することについては、地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、令和2年4月1日から一般職の非常勤職員を会計年度任用職員に統一し、身分保障と給与体系を規定整備する内容で事務局原案のとおり可決しました。

次に、日程第7、議案第9号令和元年度一般会計歳入歳出補正予算について、一般会計の補正予算としまして美化協力繰入として200万円を追加し、歳入歳出総額1億5,761万4,000円とする内容で原案のとおり可決しました。

次に、日程第8、美化協力議案第5号令和元年度富士スバルライン沿線美化推進協力会計補正予算として、大沢売店の収入増として事業収入2,000万円を追加し、歳入歳出総額9,307万5,000円とする内容で事務局原案のとおり可決しました。

以上のとおり8件が可決され、閉会しました。

また、会期中10時30分から全員協議会が行われ、3件の協議報告事項の説明と協議が行われました。

協議事項第1、樹海台駐車場拡幅計画について。

12月19日、14時から県道路公社の清水部長ほか3名から組合議場で状況説明をしていただきましたが、トイレの増設、観光業育成のための施設利用の拡充など組合側の要望とのギャップが大きく、再度12月25日、県知事と県道路公社理事長宛てに訪問し、要望を行うことになりました。また、この事件は既に3年が経過していることや組合としても最重要事項であるため、倉沢鶴義議員を委員長とした特別委員会の設置が決定しました。

協議事項第2、組合所有地（旧吉田林務所長官舎跡地）の借入申込みについて。

現在申込みがある株式会社フジエステートの使用目的はアパート建設で、定期借地権契約50年、年間家賃は30万円から36万円に若干上乘せとなりました。また、これとは別に駐車場としての借入申込みの話もあり、これを踏まえて引き続き活用方法の検討を続けることになりました。

協議事項第3、旧庁舎敷地について。

現在、旧庁舎の土地が八幡神社所有となっているため様々な点において支障があるので、各地区代表の議員で元村の意見集約を行い報告することになっていました。そこで、今回、鳴沢地区として八幡神社所有の土地と大田和公民館裏側の組合所有の土地を交換していただきたいとの説明を行いました。大田和公民館は、住民の緊急時の避難場所になっていますが、組合所有の土地の一部は県から急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため早期に崩壊対策を行いたいとの理由であります。勝山地区、船津地区、小立地区は次期区長が決まり次第報告するということになったため、その内容を踏まえて改めて協議することに決定しました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会について

の報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会、3番 渡辺宗司君。

3番（渡辺宗司君） 3番 渡辺宗司。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

令和元年12月24日、午後2時より臨時会が招集され、会議が行われました。

議員15名と会議事件説明のために組合長を初め執行部10人の出席がありました。

会議事件は5件で、本会議においては、まず会期が12月24日の1日限りと決定されました。

次に、議席の指定が行われ、議長が指定し、決定されました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、議長が、8番 大石郁夫君、9番 古谷幹吉君を指名されました。

次に、河口湖南中学校組合規約第7条第5項の規定により組合長の任期が満了となっており、選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選することと決定され、議長において渡辺喜久男君を指名し、渡辺喜久男君が選任されました。

次に、河口湖南中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定が議題とされました。地方自治法、地方公務員法の改正に伴い、臨時職員、嘱託職員、アルバイトを含め、これらを同一視して令和2年4月1日から身分保障を裏づけ、給与体系を整え運用していくもので、原案のとおり可決されました。

以上で、令和元年12月24日、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 富士五湖広域行政事務組合議会、1番 三浦雄一郎君。

1 番（三浦雄一郎君） 1 番 三浦雄一郎です。

富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

まず、令和元年第 4 回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が 12 月 26 日、午後 2 時 30 分より開催されました。

議員 18 名と、会議事件説明のために代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長を初め、事件説明のためにほかの理事及び執行部及び事務局の出席がありました。

会期は、12 月 26 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 3 件で、内容としましては、議案第 1 号議席の指定及び議席の一部変更について、議案第 2 号富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の補欠選任について、議案第 3 号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正についてです。

議案第 1 号について。

これは、富士五湖広域行政事務組合常任委員、富士河口湖町選出の渡辺武則氏が令和元年 9 月 20 日をもって辞職されたことに伴い、議席の指定及び議席の一部変更を富士五湖広域行政事務組合同規約第 10 条第 2 項の規定により議会の同意が必要となるためです。

次に、議案第 2 号について。

さきの議案第 1 号に附随し、富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の補欠選任について、新たに富士河口湖町選出の堀内昭登氏を選出するものです。いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号について。

これは、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく処置として、適正化のための地方公務員法の改正に伴い適正な処置を講ずるものであります。また、本年度の勧告に伴う職員給

与の改定との整合性を図るための法令整備であります。いずれも原案のとおり可決されました。

続いて、令和2年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が2月27日、午後2時30分より開催されました。

議員17名と、会議事件説明のために代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長を初め、事件説明のためにほかの理事及び執行部及び事務局の出席がありました。

会期は、2月27、28日、2日間と決定されました。

会議事件は13件で、主な内容としましては、議案第1号令和2年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、議案第2号令和2年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算について、議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第4号富士五湖広域行政事務組合代表理事その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号富士五湖広域行政事務組合会計年度任用職員給与及び費用弁済支給条例について、議案第6号富士五湖ふるさと市町村圏振興整備事業特別会計条例を廃止する条例について、議案第7号富士五湖広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例について、議案第9号令和元年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算補正第2号について、議案第10号令和元年度富士五湖広域行政事務組合ふるさと振興整備事業特別会計予算補正第1号についてです。

議案第1号について。

本案の予算総額は、27億6,343万4,000円であり、前年度予算に比べ9億2,875万5,000円の増額となっております。歳入では、関係市町村からの負担金16億7,479万5,000円、繰入金9億2,863万8,000円、

国庫支出金1億4,916万7,000円、県支出金620万9,000円、諸収入361万円が主なものです。歳出では、議会費206万1,000円、総務費5,932万3,000円、消防費26億4,296万6,000円、公債費5,708万4,000円が主なものであり、大きくは新庁舎建設にかかわる費用です。妥当と認められ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号については、本案の予算総額は1億531万8,000円であり、前年度予算に比べ256万4,000円の増額となっております。歳入では、関係市町村からの負担金8,301万8,000円、使用料及び手数料2,212万円が主なものとなっております。歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費1億331万8,000円が主なものであり、妥当と認められ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から7号については、それぞれ委員会付託案件でしたが、妥当と認められ、本会議にて可決されました。

次に、議案第9号については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,908万6,000円増額し、歳入歳出総額をそれぞれ19億376万4,000円とするものです。内容は、歳入について、富士吉田市からの負担付寄附金6,908万6,000円を増額し、歳出については新庁舎建設土地購入等事業として公有財産購入費4,402万6,000円及び補償、補填及び賠償金2,506万円を増額するものです。また、新庁舎建設土地購入費用等事業6,908万6,000円について繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第10号については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億円増額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,373万3,000円とするものです。内容は、歳入については

ふるさと市町村圏基金の取崩しによる基金繰入金として1億円を増額し、歳出については山梨県への償還金として1億円を増額するものです。いずれも妥当と認められ、原案のとおり可決されました。

以上で、富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 青木が原ごみ処理組合議会、5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 5番 渡辺次男。

青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月28日、午前9時30分より招集され、会議が行われました。

議員8名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林 優鳴沢村長を初め、事件説明のために執行部5人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が2月28日の1日間と決定されました。

会議事件は1件で、令和2年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算についての件で、内容としましては歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,404万5,000円と定めた原案のとおり可決されました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終わります。

議長（小林昭一君） 青木ヶ原衛生センター議会、6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹。

青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます

す。

2月28日、11時より招集され、第1回定例会が行われました。

議員12名と、会議事件説明のために、管理者渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者小林 優鳴沢村長を初め、執行部7名の出席がありました。

最初に、会議録署名議員の指名があり、会期は1日間と決定されました。

議案第1号令和2年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,737万9,000円とするものです。前年度予算より歳入歳出ともに246万2,000円の減額となり、主な要因は職員の退任と再任によるものです。原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、7番
小林清一君。

7番（小林清一君） 7番 小林清一です。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

1月30日、午後2時より全員協議会及び2月25日、午後1時30分より第1回定例会が行われました。

1月30日の全員協議会でありましたが、これは2年に1度やることになっております保険料率の試算結果の報告がありました。結果として、平成30年度、31年度、前期と比較して余り大きな変動はないということで、全員で確認、承認されました。

続きまして、2月25日、第1回定例会が開かれました。

議案は9件です。条例制定が5件ありまして、まず、山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定。続いて、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。続いて、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の制定について。続いて、非常勤職員に係る公務災害または通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について。最後に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上が条例の制定に関する内容でした。

次に、令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ追加、減額せず、歳入歳出それぞれ5億5,813万2,000円とする。

続いて、令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9億9,966万円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1,058億6,056万6,000円とする。

続いて、令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,425万4,000円とする。

最後に、令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,046億556万8,000円。いずれの案件も全員の賛成で原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第8号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

◎日程第4 議案第9号平成31年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第5 議案第10号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第11号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（小林昭一君） 日程第3、議案第8号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から、日程第6、議案第11号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第8号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から、議案第11号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛

成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号から議案第11号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第8号から議案第11号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第8号から議案第11号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 議案第12号令和2年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第8 議案第13号令和2年度鳴沢村国民健康保険
特別会計予算

◎日程第 9 議案第 14 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計予算

◎日程第 10 議案第 15 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別
会計予算

◎日程第 11 議案第 16 号令和 2 年度鳴沢村介護予防支援
事業特別会計予算

◎日程第 12 議案第 17 号令和 2 年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計予算

議長（小林昭一君） 日程第 7、議案第 12 号令和 2 年度鳴沢村一
般会計予算から、日程第 12、議案第 17 号令和 2 年度鳴沢村
後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といた
します。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算
常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 9 番 佐藤博水。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案
第 12 号令和 2 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 17 号令
和 2 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案
につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申
し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 17 日及び
18 日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ
りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること
は省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛
成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出

されました質疑、意見等について十分に予算執行に活かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号から議案第17号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第12号から議案第17号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第12号から議案第17号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第13 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の任命に同意を求める件

議長（小林昭一君） 日程第13、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺茂富氏が3月31日をもって任期満了となることを受け選任するもので、後任といたしまして、鳴沢村712番地、渡邊國男氏を選任したいと思います。

ご存知ように、優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (小林昭一君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第14 一般質問

議長 (小林昭一君) 日程第14、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺次男君からの「治安向上に向け防犯カメラ設置の考えは」の質問を許します。

5番 渡辺次男君。

5番 (渡辺次男君) 5番 渡辺次男。

治安向上に向け防犯カメラの設置の考えについて村長に伺います。

富士吉田市は、市内の通学路に防犯カメラを15台設置し、県内の自治体として初めて通学路の防犯対策として運用を始めたとの報道がありました。通学途中の子供たちが巻き込まれる事件が全国で相次いだことを受け、見守りを強化するのが狙いとのことでした。

幸い、本村では通学途中での事件発生はありませんが、防犯対策強化は必要です。また、後を絶たない不法投棄などの監視や指導は充実すべきと思います。

防犯カメラには、犯罪抑止力を高めたり、映像により犯罪の解決につながるといった効果があります。少子高齢化が進む中、さらなる治安向上に向け防犯カメラを設置する考えがありますか、伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の、治安向上に向け防犯カメラの設置の考えはという質問に答えさせていただきますが、犯罪対策強化について、通学路等への防犯カメラの設置は富士吉田で実施しており、これが防犯強化に基づくか、またそういう結果は出ておりませんが、現在、村では防犯カメラの設置及び維持管理条例に基づき、道の駅と鳴沢氷穴に防犯カメラを設置しております。犯罪の予防や抑止を目的に公共的場所に設置しておりますが、特定の個人を識別することができるなど、その肖像権や基本的人権を侵害してしまうおそれがありますので、村ではその利用基準を定めて運用しております。

現在、通学路の防犯対策として、小学校の生徒が下校する時間帯には保護者の皆様が交代で見守りを実施されています。また、役場職員も村内へ出かけた際には同様に見守りを実施しております。何よりも、地域の安全は地域のみんなで守るという村民の皆様の意識が大切であると考えております。

近隣の富士吉田市では、公道に15台の防犯カメラを設置し、6年間のリース料が2,200万円、年間保守料として150万円程度の費用がかかると伺っております。設置費用や肖像権などのことから、犯罪抑止効果のみで通学路等へ導入することは現時点では考えておりません。

以上で、渡辺次男議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 5番、渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 5番、渡辺次男。

プライバシーへの配慮は、防犯カメラの設置場所によって違って来るかとは思いますが、住宅のドアや窓、ベランダなどはあらかじめ黒塗り加工処理する、モニター監視は行わないなどの方法もあるかと思えます。

また、防犯カメラの設置は費用対効果等が本当に見えにくい部分もありますが、村内で精査し、より効果的な場所を選定して防犯カメラを設置する。そして、防犯カメラの存在を広く周知することで犯罪の抑止につながると思われます。

厳しい財政の中とは思いますが、防犯カメラを1台でも多く設置していただき、村の治安向上につなげてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村の観光振興への取り組みは」の質問を許します。
三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹。

鳴沢村の観光振興への取組について、お伺いします。

国の特別天然記念物である鳴沢溶岩樹型の周辺を整備する計画は現在どうなっているのでしょうか。

各観光施設や名所旧跡への案内看板の設置や更新、生き生き広場を中心に村内施設への桜やモミジの植樹を行うなど、先を見据えての観光振興をもっと充実させる必要があるのではないのでしょうか。

また、新型コロナウイルスによる観光業の落ち込みが危惧されておりますが、自治体として何らかの補助や救済措置を行う考えがありますか、村長にお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員からの観光振興への取組についての質問にお答えさせていただきます。

鳴沢溶岩樹型周辺の整備についてですが、平成26年度、29年度に下草刈りを行っており、令和2年には魔王天神社参道から国道側にかけて下草刈りを行う予定であります。今後も、定

期的に下草刈り行うなどして適切な文化財管理と観光資源としての活用を図ってまいりたいと考えております。

各観光施設や名所旧跡への案内看板の整備についてですが、特別天然記念物である鳴沢溶岩樹型と天然記念物の鳴沢氷穴の2カ所について、インバウンド観光にも対応できるよう日本語、英語、2カ国語表記による案内看板の製作を教育委員会において予定しております。また、平成29年度には、道の駅を出発し、魔王天神社、道祖神、通玄寺、春日神社、溶岩樹型に立ち寄って道の駅に戻るといった散策マップを作成し、道の駅インフォメーションや村のホームページにて案内しております。各観光ポイントには案内看板が整備されていますが、経年劣化で見づらくなっている箇所もありますので、今後、外国人観光客にも対応できるよう、主要なポイントについては日本語、英語の2カ国語表記の案内看板を整備していきたいと考えております。

活き活き広場への植樹を含めた観光振興の充実を行うべきではないかとの質問ですが、現在、活き活き広場の道路沿いには様々な種類の樹木が植えられております。三浦直樹議員がおっしゃるよう、桜あるいはモミジで統一すれば確かにすばらしい景観になると思われれます。しかしながら、現在植えられている樹木を片づけ、モミジ等の統一感のある植栽を行うには相当の金額がかかると思われれますので、今後の活き活き広場の有効活用等を含め、検討していきたいと思っております。

また、先を見据えての観光振興の充実につきましては、鳴沢村観光協会及び観光事業者と連携を取りながら推進していきたいと考えております。

近年、紅葉台、三湖台といった富士山のビューポイントを訪れるため東海自然歩道を利用する観光客が増加しております。富

士山世界文化遺産の効果もあり、東海自然歩道を利用する外国人観光客も増加しております。東海自然歩道を利用する観光客の多くが一本木バス停を利用しておりますが、これまで一本木バス停付近には足和田山へのハイキング客に対する案内看板がなかったため、近所の住民の方々に東海自然歩道の登山口の場所を問い合わせることが多々あったようです。このため、令和2年度に県補助金を活用して、一本木バス停に外国人観光客にも対応できるよう日本語と英語表記の観光案内板を作成する予定です。併せて、休息のためのパーゴラやベンチを整備し、訪れる観光客へのおもてなしに努め、鳴沢村を訪れる観光客を増やしていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの影響により富士五湖周辺観光は大きな打撃を受けております。村内でも、観光客の激減により宿泊業者を初め様々な観光関連業者が厳しい経営状況を強いられております。

このような中、国では休業手当や賃金等の一部助成といった雇用調整助成金や総額1.6兆円規模の金融措置を講ずるとともに、経済変動対策融資、いわゆるセーフティネット保証4号、5号を発動し、一般保証とは別枠の保証を行っております。

鳴沢村では、各制度融資を利用した事業者に対し、鳴沢村商工業振興資金等利子補給交付要綱に基づき、利子の70%について、上限金額10万円までの利子補給補助を行っております。

最新の情報では、国は追加支援策として、無利子、無担保による特別貸付けを行うとのこと。このように、日々新しい経営支援策が打ち出されており、それぞれの利子や貸付限度額が違っているため、どの制度を利用するのが有効なのかは事業主の経営状況、経営規模によって違ってまいります。

村では、国・県による各種支援策や最新の動向を十分に確認し、

近隣市町村の支援策等を参考にしながら、河口湖商工会と連携し、中小事業者への支援を行ってまいります。

以上で、三浦直樹議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹。

鳴沢溶岩樹型についてですが、氷穴と同じように鳴沢村の観光名所となり得るもったいない場所です。ぜひ、計画して進めていただきたいと思います。

また、鳴沢村の観光をよりPRして、人を集める工夫をしていただきたいと思いますと考えます。さらに観光協会とも連携を密に図っていただきたいと思います。

コロナ問題に関してですが、日々変化する周りの状況を見ながら議員からも提言してまいりますので、議会と行政が協力して支援策を考えていけたらいいと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、「山梨県スポーツ推進計画による一人1スポーツの推進について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

山梨県スポーツ推進計画による一人1スポーツの推進について、教育長に伺います。

さきの2月19日付山梨日日新聞に、2019年度から2023年度の5カ年で掲げる1人1スポーツ、この推進に向けて、「甲斐サミット～輪投げチャレンジの集い～」が初めて企画され、このイベントが天皇誕生日と日曜日が重なった2月23日、山梨県県下23市町村が参加して一斉に実施されるとの報道がありました。このイベントは、山梨県スポーツ推進計画に基づき、山梨県教育委員会と山梨県スポーツ推進委員協議会が初め

て企画し、県下一斉に実施するとのことでした。しかしながら、郡内地区の鳴沢村、富士河口湖町、忍野村、道志村の4町村がこのイベントに参加しないとされていました。

ご承知のとおり、平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツ基本計画での国のスポーツ基本計画、地方公共団体の地方スポーツ推進計画に定めており、文部科学大臣はスポーツに関する施策の総合的、計画的な推進を図るためスポーツ基本計画を定め、地方公共団体はそのスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとなっております。

人生100年時代、人間が生涯通じ健康で長生きする条件の一つとしてスポーツの推進は欠かすことができないと思いますし、誰もが十分承知していることだと思います。

このような意味におきましても、現在、子供は屋外で遊ぶことがほとんどない状況を鑑み、今年度、村で武道館に設置したボルダリングウォール施設は、地域における子供のスポーツ機会の充実や体力向上の一環として高い評価をいたしております。しかし、その効果はすぐに表れることはないわけでありまして。継続は力なりのごとく、何年後かの効果に大変期待をいたしておるところであります。

一般人のスポーツ機会の拡充や高齢者、障害者等の体力づくり支援活動の推進については、このようなイベントは大変重要ではなかったかと思います。新聞を見て、何で鳴沢村は実施しないのと感じながら読んだ人は少なくないと思います。鳴沢村はこのイベントに参加しなかったのは、どんな理由からでしょうか。

また、先ほど申し上げましたスポーツ基本法によるスポーツ推進について、鳴沢村ではどのように計画され、計画に基づいて

実施した事業等や考察も踏まえ、今後の推進方策を伺います。

議長（小林昭一君） 教育長。

教育長（渡辺伸一君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

1点目の、2月23日に開催予定となっておりました「甲斐サミット～輪投げチャレンジの集い～」に参加できなかった経緯についてお答えいたします。

この事業につきましては、主催者である山梨県スポーツ推進委員協議会及び山梨県教育委員会の年間事業計画には予定されておりませんでした。山梨県スポーツ推進委員協議会から開催依頼の通知が出されたのが2月10日で、参加の事業計画書の提出期日は13日までといったとてもタイトなスケジュールでありました。通知を受け、早急に事業実施に向けスポーツ推進委員と協議する中、用具購入予算もなく、また急な依頼であった上に実施日も連休中ということもあり、スポーツ推進委員の実施体制が整いませんでした。

さらには、子供から高齢者まで全村民を対象としたイベント開催に当たり、新型コロナウイルスの感染防止の観点と積雪も予想される時期であることを考慮し、「甲斐サミット～輪投げチャレンジの集い～」につきましては残念ながら不参加とさせていただきます。

なお、この事業につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止となっております。

次に、通告書にありました県スポーツ推進計画の一人1スポーツの推進という内容ですが、先ほど質問にありました高齢者、また村民の方のスポーツに対する取組ということと併せて、関連ありますので、その部分でご説明、回答させていただきます。

県のスポーツ推進計画の中の一人1スポーツ推進について、現状と今後の推進方策についてお答えいたします。

ご存じのとおり、山梨県スポーツ推進計画では、「県民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる元気なやまなしをつくる」、「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進を基本理念に、スポーツへの意識啓発と参画するための取組施策の1つに一人1スポーツの推進が掲げられております。

この一人1スポーツの推進を含めた村のスポーツ推進につきましては、現在、鳴沢村長期総合計画の「スポーツ・リクリエーションの推進」の4本の柱で実施しております。

1つ目は、「指導者の育成と確保」であります。

指導者の育成は、県レベルで開催される研修会、養成講座への参加を促進推奨し、スポーツ少年団員を対象としたジュニアリーダー、シニアリーダーの資格取得を奨励しております。

2つ目は、「体育協会の組織強化とスポーツ少年団の育成」であります。

体育協会で開催している事業の一部を専門部に運営委託し、専門部の活性化を図っております。また、児童・生徒のスポーツ少年団への加入を促し、個人の特性を延ばし、生涯にわたってスポーツを楽しめるような活動を推進しております。

3つ目は、「各種スポーツ大会・教室・イベントの充実」であります。

村民の健康増進と親睦を図ることを目的とし、村民ゴルフ大会や卓球大会、剣道大会の実施、ヨガ教室やテニス教室、スキー教室などを開催しております。

また、歩け歩け大会や高齢者福祉スポーツ大会、グランドゴルフ大会、村民体育祭り、ロードレース大会など、幅広い年代において運動する機会が設けられるよう取り組んでおります。

さらに、県体育祭り、県スポーツ・レクリエーション祭等への参加を推奨し、参加者同士の交流にも努めております。

4つ目は、「スポーツ施設の有効活用及び管理運営」であります。

体育施設の整備充実を図る中、村民の方は低料金での利用が可能となっております。

今年度は、トレーニングルームにランニングマシン2台とボルダリングウォールを新たに設置しました。子供から高齢者まで幅広い年齢層での利用が増加しており、新たな利用者の増加につながっております。

また、施設を利用する個人、団体に定期的な清掃活動や整備面での協力を依頼し、管理運営面での住民参加を促し、施設の円滑な管理運営と有効活用を図っております。

今後につきましても、この4本の柱でスポーツの推進を図っていく方針であります。それが村民のスポーツの推進にもつながるものと考えております。

以上で、佐藤博水議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

県内一斉に実施されるイベントということで、計画がなかったということでございますけれども、急なスケジュールということもあろうし、用具もないということですが、輪投げの用具については村の小学校とかその辺にもあるわけですし、1台でも、例えば2月23日は富士山の日だったですけれども、道の駅においてでもできるのかなということで、積極的なやり方をして欲しかったと思います。ああいうふうに新聞に書かれてしまいますと、鳴沢村はなんだ、少しも推進していないじゃないかということの批判があるかと思います。ぜひ、積極的な取組をお願いしたいと思います。

昨年の6月定例議会に提出されました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告についてということで記載してあるスポーツ、リクリエーションの推進項目の評価、先ほど教育長が説明してくれたわけですがけれども、指導者の育成と確保ということがBの評価、それから体育協会の組織強化とスポーツ少年団の育成がAの評価、スポーツイベントの充実がAの評価、それからスポーツ施設の管理運営の改善がAの評価というふうになっております。B評価の指導者の育成と確保の評価の根拠として、スポーツ少年団の指導者には各種研修会の推奨、それからスポーツ推進委員に対しては協議会の各種研修に対して積極的に取り組んだというふうに記載されていますけれども、これは積極的に取り組んではないというようなことも言えるかと思えます。

3のスポーツイベントの充実の評価はAでございますが、この課題、問題点というところの項目があるわけですが、住民ニーズに合ったスポーツイベントを企画するというふうにありましたけれども、今回のこういう新聞等の報道があったのを見ると自己満足の記載にしか過ぎないということを言わざるを得ないかと思えます。

今後の方針項目で、他市町村のスポーツイベント等の情報交換を行い生かしていくと記載されていますけれども、情報収集等を積極的にしていただき、今回の新聞報道の件を挽回するように、関係者のなお一層の努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「女性職員の登用について」の質問を許します。1番三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎です。

女性職員の登用について、村長にお尋ねします。

村役場職員採用に関しては、保健師、栄養士などの技能職を除き一般職として採用されていると思いますが、昭和60年5月に男女雇用機会均等法が成立、今年度で35年が経過し、また平成27年度には女性活躍推進法が成立、平成28年全面施行されました。

このような流れの中で、本村においても各課において各種施策の企画立案等に携わるポストへの女性職員の登用を推進することにより、女性ならではの視点による多様な施策が期待され、庁舎内、村内のさらなる活性化も図られるように思えます。

様々な状況や諸事情もあるかとは存じますが、こうした事案はトップダウンで行われたい限り効果は表れにくいものと考えますが、ご見解をお聞かせください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦雄一郎議員の質問に答えさせていただきます。

女性職員の登用については、各種施策の企画立案ができるように女性職員を配置しているかという質問であります。現在では人生100年時代を迎え、全ての女性が活躍する社会づくりが求められております。女性の就労意欲を踏まえ、生涯を通じた女性の社会参画が重要と考えております。

本村では、男女を問わず昇給、昇格試験を実施し、職員の能力や資質などを踏まえ、適材適所の登用を行っております。また、職員の定数条例により、必要に応じ山梨県町村会の統一試験で募集を行っておりますが、男女を問わず採用しております。以前には女性の管理職もございました。少ない職員で兼務で業務を行っておりますが、どの部署におきましても職員の創意工夫により業務の見直しも可能となっております。常日ごろから女性

ならではの視点で各業務に反映することが大切と考えております。

今後も人事評価制度を活用し、職員の能力向上を図り、村民の立場の寄り添った職場づくりに努めてまいります。

以上で、三浦雄一郎議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎です。

明確なご回答、ありがとうございました。

隣の富士吉田市においては、ふるさと納税の増加に女性職員の活躍が大いにあったと聞いております。今後も引き続きご検討をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、三浦雄一郎君の一般質問を終わります。

次に、「別荘地区の災害予防計画について」の質問を許します。

4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 4番 土屋です。

別荘地区の災害予防計画についての質問であります。

本村は、南海トラフ地震と富士山噴火という、地震及び火山災害が懸念されている地域であります。

2019年には、防災気象情報に基づく警戒レベルが1から5の5段階に変更されました。

このような中、土砂災害や地震、火山災害のハザードマップの作成、そして更新などを適宜行い、全村民への確実な周知や教育を図るべきと考えております。

当村は、現在3,000棟以上の別荘地に約380世帯、520人が暮らしており、別荘、旅行、ゴルフなどトップシーズンにはおよそ1万人が来村し、まさに流入人口の多い地域特性が

あります。しかしながら、別荘地内の避難場所案内図や避難経路の表示では不足しており、別荘住民のヒアリングでも、災害時にどこへ避難すればいいのか、そしてどうやって避難すればいいのか、避難所の備蓄や医療体制は今どうなっているのか、災害時の情報伝達の手法など、不安の声が上がっております。別荘地域の住民への以上4点の具体的な回答をお願いいたします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員の質問にお答えいたします。

万一、大規模災害が発生した場合、別荘地区ではどのように避難し、どのように対応する必要があるのか、村の防災計画の内容についてという質問だと思いますが、東日本大震災から今年11日で9年となりました。まだ復興の途中であります。今日では、地球規模の気候変動もあり、地震や富士山噴火のほかに大雨や大雪による様々な災害リスクが懸念されております。

本村では、平成27年度に広域避難案内図、これは5カ所と、避難誘導看板50カ所を設置し避難誘導の整備を行いました。万一、大規模災害が発生した場合は、住民一人一人が自らの命は自ら守るという意識を持ち、冷静に対応することが大切です。

まず、1点目の災害時はどこに避難するかという質問ですが、別荘地の一時避難場所、これは丸紅、京王、富士観光開発、紅葉台センチュリーヴィラなどに5カ所、一時避難していただく場所があります。これは、管理事務所で指定されているはずです。ここに、広域避難案内図の看板が設置してあります。この案内図には、小学校体育館や総合センターなど村内10カ所の指定避難場所と役場、警察、消防、保健所などの電話番号が記載されていますので、再確認をお願いしたいと思います。

2点目のどのように避難すればよいのかという質問ですが、障

害をお持ちの方や高齢者の場合、一時避難場所でお待ちになるか、ご近所や地域住民の共助により指定避難場所に避難する必要があります。

3点目の避難所の備蓄や医療体制等はどのようになっているかというご質問ですが、備蓄品は非常食を含め5日間の物資を備蓄しておりますが、自助として各個人でも用意しておく必要があります。また、医療につきましては、緊急時の応急処置であり、災害拠点病院に応援を要請いたします。

4点目の、災害時の情報伝達はというご質問ですが、村の防災行政無線を初め、防災メール、CATV、地域のFMラジオ等がありますので、各自で複数の情報を入手し状況判断をする必要があります。

現在、火山学の新しい知見や富士山に以前噴火した新たな火口が見つかるなど、富士山火山広域避難計画の見直しが2020年度中に予定されております。

今後、富士五湖広域全体の合同避難訓練なども含めまして、随時、国・県のメニューに対応した内容の訓練を実施したいと考えております。

また、この管理事務所ですが、どうも住民の皆さんと管理事務所の違和感があるようで、以前から広報等の配布などもお願いしておりますが、この点、どうも管理事務所と住民の違和感があって、広域避難場所の件もそうですが、こういう問題があるようですので、ちょうどよい機会ですので、土屋議員を先頭に、ぜひこういう点も、各管理事務所等との再考をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 4番 土屋です。

きめ細かいご発言ありがとうございました。

ご発言にありましたとおり、まず基本は命は自分で守っていかなくちゃいけないということではありますが、今のお話のことがきちっと残念ながら末端の住民の方に届いていない。それは、やっぱり今の要因の1つにありました別荘地区の4ブロック、丸紅、富士観、京王、そしてセンチュリーヴィラ、4カ所と、まさに住民と管理会社の事務所とうまい連携ができていないというのは感じております。

今後は、執行部の力を借りながら、別荘地域防災協議会なるようなものを立ち上げさせていただいて、別荘利用者が、あるいは現在定住者が安心して生活できるように、引き続いて、しっかりと協議をしながら進んでいきたいと思っております。

また、防災情報のメディア関係の話がありました。昨日も企画課長と話した中で、やはりこれからは携帯電話を使っているいろんな情報を瞬時にとれたほうがいいなというお話をいただきました。私が昨年知ったのが、携帯電話で、富士河口湖町役場から出ている防災のアプリです。これを見ていけば、全ての機能と避難所、そういうものがあったり、火事の情報を見たりすることができるのですが、これは昨年の12月に開発されたそうです。また、富士吉田市のほうも一昨年頃にやっております。これも併せて今後検討していただければ、より安心して住民が暮らせるようなインフラが整備できるというふうに思いますので、これからもどうぞ引き続きよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（小林昭一君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和2年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月19日

議会議長

署名議員

署名議員